

2009年7月6日

## 「化粧品」の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、化粧品の取扱いに関し、下記の通りご案内いたします。危険物と疑われる貨物はすべて同様の取り扱いとしておりますので、ご理解およびご協力を賜りますよう、何卒、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 航空貨物運送状および貨物外装上の品名欄記載について

「化粧品」等総称的な品名が記載されている場合には、内容品にエアゾール・香水等の危険物が含まれる可能性がある為、一般貨物としての受託は行いません。ボディソープ、口紅、乳液等、詳細な記載をお願いいたします。

#### 2. 成分の確認について

航空輸送が予定される製品については、MSDS(製品安全データシート)等により成分をご確認いただき、航空輸送上危険物※とならないことを必ずご確認ください。

※香水であれば引火性液体やその他の有害物件に、エアゾールであれば高压ガスに該当します。他に毒物に該当する場合があります。詳細は、『航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示』および『IATA 航空危険物規則書』をご参照ください。

#### 3. 航空貨物運送状への記載内容について

成分の確認により非危険物として輸送が可能な場合は、詳細な品名記載とともに、航空貨物運送状へ非危険物である旨記載をお願いいたします。

【例】「物質の性状等から危険物に該当しない」

「特別規定〇〇に該当する為危険物に該当しない」等

尚、ご不明の点等、ございましたら下記迄ご連絡下さい。

日本航空インターナショナル 国内貨物郵便事業部(03-5757-3151)又は東京空港支店 貨物郵便部(03-5757-3103)

以上